令和８年９月１１日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和７年（ワ）第１６４６２号 未払賃金等損害賠償請求事件

令和７年（ワ）第２７２４１号　損害賠償反訴請求事件

口頭弁論終結日　令和８年７月１７日

判　　決

主　　文

１　被告は、原告に対し、５４万２１６３円及びうち５３万９７６３円に対する令和７年６月１６日から支払済みまで年１４．６パーセントの割合による金員を支払え。

２　被告は、原告に対し、２万５０００円及びこれに対する令和７年７月１６日から支払済みまで年１４．６パーセントの割合による金員を支払え。

３　被告は、原告に対し、４４万円及びこれに対する令和７年６月２６日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

４　原告は、被告に対し、６万７６７０円及びこれに対する令和７年１０月４日から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

５　原告及び被告のその余の請求をいずれも棄却する。

６　訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを３分し、その１を原告の、その余を被告の負担とする。

７　この判決中、第１項から第４項までは、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第１　請求

１　本訴

⑴　被告は、原告に対し、６０万３５７３円及びうち６０万１１４６円に対する令和７年６月１６日から支払済みまで年１４．６パーセントの割合による金員を支払え。

⑵　主文２項と同旨

⑶　被告は、原告に対し、１１０万円及びこれに対する令和７年６月２６日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

２　反訴

原告は、被告に対し、５０万３６３５円及びこれに対する令和７年１０月４日（反訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年３パーセントの割合による金員を支払え。

第２　事案の概要

１　訴訟物等

⑴　本訴

本訴は、原告が、被告に対し、次の金銭の支払いを求めた事案である

ア　労働契約に基づく各支払月に対応する賃金及びこれらに対する遅延損害金

イ　賃金の不払い等を理由とする不法行為に基づく損害賠償（慰謝料）及びこれに対する遅延損害金

⑵　反訴

反訴は、被告が、原告に対し、主位的に不法行為（詐欺）に基づく損害賠償の支払いを求め、予備的に立替金支払合意に基づく立替金の支払いを求めた事案である。

２　前提事実（争いのない事実、後記括弧内の証拠（証拠番号に枝番を含む場合、全ての枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によって、容易に認定できる事実）

⑴　当事者等（甲１）

ア　原告は、ミャンマー国籍の女性であり、令和７年１月２９日、特定技能制度の下で来日し、被告で就労した。

イ　被告は、飲食店等の経営を目的とする株式会社である。

⑵　原告と被告との間の雇用契約（甲２、３、乙２）

原告と被告は、令和６年５月１３日、雇用契約を締結した（以下「本件労働契約」という。）。本件労働契約の具体的内容は、最低賃金改定に伴い、原告の来日時点では次の内容となっていた。

期 間 の 定 め　　令和７年１月２９日から令和８年１月２８日まで

基 本 賃 金　　月給２０万２０００円

固定残業手当　　４万４０００円

固定深夜手当　　６０００円

賃 金 締 日　　毎月末日

賃 金 支 払 日　　毎月１５日

⑶　原告による労務の提供

原告は、令和７年１月３０日、被告の経営する飲食店において勤務を開始し、同日以降、被告に指示されたシフトに従ってフルタイムで勤務し、労務を提供した。

⑷　原告の退職

原告は、令和７年５月１５日、同年６月１５日付けで退職する旨の意思表示をした。

⑸　原告の住居（乙１１、１５）

原告は、来日後、被告が準備した借り上げ宿舎（以下「本件社宅」という。）に入居し、被告を退職するまでの間、社宅で生活していた。社宅の賃料は、月額３万円であった。

第３　当事者の主張

１　本訴のうち、労働契約に基づく賃金及びこれに対する遅延損害金請求について

⑴　請求原因

ア　本件労働契約の締結及びこれに基づく労務の提供

前記前提事実（第２・２）⑵及び⑶と同じ

イ　退職の意思表示

前記前提事実（第２・２）⑷と同じ

ウ　有期雇用契約期間中の退職に係るやむを得ない事由

㈠　被告は、労働基準法２４条に違反する違法な賃金控除を行った（以下「本件賃金控除」という。）。その具体的状況は、別紙１記載のとおりである。

㈡　被告は、原告に対し、脅しに等しい解雇通知を行った。

㈢　原告は代理人を通じて交渉を試みたが、上記の点が解決せず、原告の法的地位及び生活は著しく不安定な状況となった。

エ　法的主張（よって書き）

㈠　令和７年１月分（２月度）から５月分（６月度）までの原告の就労期間を通じての被告による賃金の支払い状況は、別紙１記載のとおりである。このうち令和７年２月分（３月度）から５月分（６月度）までの期間に係るものについては、本件労働契約に基づく各月の支給額合計から、所得税等の法定控除に加えて、争いのない社宅の賃料月額３万円も控除した金額及びこれに対する遅延損害金に限って請求する。

よって、原告は、被告に対し、本件労働契約に基づき、別表１記載の元利総額及び同記載の元金合計額に対する令和７年６月１６日以降支払済みまで年１４．６パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める（本訴請求(1)）。

㈡　令和７年６月分（７月度）については、基本賃金の請求はしないが、本件労働契約に基づき、固定残業手当及び固定深夜手当を在職期間で日割りした２万５０００円及びこれに対する令和７年７月１６日以降支払済みまで年１４．６パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める（本訴請求(2)）。

⑵　請求原因に対する認否

ア　請求原因ア及びイは認める。

イ　請求原因ウ㈠のうち、別紙１記載の個々の金額は争わず、本件賃金控除の事実は認める。本件賃金控除が労働基準法違反であることは、争わない。

請求原因ウのその余の事実は否認し、法的主張は争う。

⑶　抗弁（一部弁済）

被告は、原告に対し、令和７年５月分（６月度）の給与として、６万１４１０円を支払った。

⑷　抗弁に対する認否

抗弁は、認める。

２　本訴のうち、不法行為に基づく損害賠償（慰謝料）及びこれに対する遅延損害金請求について

⑴　請求原因

ア　本件労働契約の締結及びこれに基づく労務の提供（不法行為の基礎となる事実関係）

前記前提事実（第２・２）(2)及び(3)と同じ

イ　侵害行為

⑺　被告による本件賃金控除

a　被告は、本件賃金控除を行った。その具体的状況は、別紙１記載のとおりであり、これは、労働基準法２４条に違反する。また、原告が被告において就労するための来日に係る航空券代金（以下「本件航空券代金」）等の控除は、前借金との相殺であり、本件賃金控除は労働基準法１７条にも違反する。

b　本件賃金控除の控除額は大きく、しかも、被告は、原告代理人から労働基準法違反を指摘された後も支払いを拒み続け、原告の生活を困窮させた。

c　被告は、来日したばかりで他に住む場所の当てのない原告に対し、本件社宅の敷金等の初期費用、布団・家電の費用、本件航空券代金等を支払うよう求め、これに応じなければ即日本件社宅を追い出すと脅した上、これを違法に賃金控除して強制的に取り立てた。

d　原告の在留資格は特定技能であり、特定技能所属機関以外での就労が禁止されているため、本件賃金控除で生活が困窮しても、副業をするなどして収入を填補することは不可能であった。

e　以上のとおり、本件賃金控除は、原告の尊厳を害するもので、原告に甚大な精神的苦痛をもたらすものであった。

(イ)　被告の原告に対する言動

a　被告は、原告に対し、令和７年２月２７日頃から退職勧奨をはじめた。

b　被告は、令和７年２月２８日、本件航空券代金等合計２３万９５９９円を支払うよう求め、原告が本件社宅の家賃以外は支払わないこと等を告げたところ、本件社宅から即日退去するよう述べ、原告は、いつ住居を追い出されるかも分からない旨の恐怖を与えた。

c　被告は、原告代理人を通じて、原告に対し、令和７年３月２８日、２週間後に原告を解雇する旨の通知をした。本件労働契約は期間の定めがあり、やむを得ない事由がない限り、解雇をすることはできないから、上記解雇の通知は違法、無効であるが、被告は、使用者という優越的な地位を用いて、原告に著しい不安を与えた。

ウ　損害額

(ア)　原告の受けた精神的苦痛を慰謝するには、１００万円を下らない。

(イ)　上記(ア)の損害に対応する弁護士費用相当損害金として、１０万円が相当である。

エ　法的主張（よって書き）

よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づき、１１０万円及びこれに対する令和７年６月２６日（訴状送達の日の翌日）から年３パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

(2)　請求原因に対する認否

ア　請求原因アは認める。

イ　請求原因イ(ｱ) a のうち、別紙１記載の個々の金額は争わず、本件賃金控除の事実は認める。本件賃金控除が労働基準法違反であることは、争わない。

請求原因イのその余の事実は否認し、法的主張は争う。

本件賃金控除は単なる債務不履行であり、不法行為を構成する余地はない。

ウ　請求原因ウの事実は否認する。

３　反訴について

⑴　請求原因

ア　不法行為及び立替合意に共通する事実

㋐　原告の来日及び就労等

前記前提事実（第２・２）(1)から(5)までと同じ

㋑　被告が支出した費用等

本件に関連して被告が原告に対して支出した費用は、合計６０万０１４４円であり、その内訳は、次のとおりである（以下、これらを総称して、「本件立替金等」という。）。

ａ　被告は、原告の来日に当たって、次の費用を支出した。

本件航空券代金　　６万７６７０円

本件社宅の初期費用　　２１万９８４４円

家電・布団の代金　　７万９６３５円

ｂ　被告は、原告が被告の職場で着用する靴とズボンを支給し、その代金合計４７４５円を立て替えた。

靴代　　２１４５円

ズボン代　　２６００円

ｃ　本件社宅の賃料は、月額６万５１００円であった。このうち、令和７年１月分の日割賃料と、同年２月分の賃料は、上記ａの初期費用に含まれているので、同年３月から５月までの賃料と、同年６月に原告が退職するまでの日割り賃料の合計２２万７８５０円を被告が負担した。

d　原告の退職に伴い、被告は、本件社宅の布団の処分費用４００円を負担した。

(ｳ)　本件社宅に関する既控除金

被告は、原告との間で、本件社宅の賃料を月額３万円とする旨合意し、原告が社宅に入居していた期間に対応し、次のとおり、合計１４万２２９４円を原告の給与から控除した。この部分については、既払金として扱い、反訴請求の対象から除外する。

１月分（日割）	７２９４円
２月分から５月分まで	毎月３万００００円
６月分（日割）	１万５０００円

イ　不法行為（主位的主張）

(ｱ)　侵害行為

被告が原告を求人した際の求人票（以下「本件求人票」という）には、渡航費用や日本国内での住居の初期費用、家賃、家具家電等が原告の負担となる旨記載されており、原告は、その条件に沿って来日したのであるから、その負担を承諾していた。しかし、原告は、真実は、渡航や日本国内での住居の初期費用や家賃、家具家電等に必要となる本件立替金等を負担する意思がないのに、これがあるように装って、本件労働契約の締結をもって上記負担を承諾し、これらの費用を原告が負担する意思があると被告に誤信させて、被告にこれらの費用を支出させた。これにより、原告は、被告から、同額の利益をだまし取った。

(ｲ)　損害額

a　本件の損害額は、上記ア(ｲ)の６０万０１４４円であるが、上記ア(ｳ)の既控除金１４万２２９４円については本件で請求しないこととするので、その損害額は４５万７８５０円である。

ｂ　上記ａの損害に対応する弁護士費用相当損害金として、４万５７８５円が相当である。

ウ　立替金支払請求（予備的主張）

仮に上記イで主張した不法行為の主張が認められない場合、予備的に、次のとおり主張する。

⑺　被告と原告は、令和６年５月１３日頃、原告の来日に伴って、本件航空券代金、水道光熱費及び家具家電について、一旦被告が立て替えて支払い、後に原告が被告に同額を支払う旨の契約を締結した（以下「本件立替払契約」という。）。

⑴　被告は、上記ア(ｲ)の本件航空券代金及び家電・布団の代金を、立て替えて支払った。その合計額は、１４万７３０５円である。

エ　法的主張（よって書き）

よって、被告は、原告に対し、主位的には不法行為に基づき、５０万３６３５円及びこれに対する令和７年１０月４日（反訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年３パーセントの割合による遅延損害金の支払いを、予備的には本件立替払契約に基づき、１４万７３０５円及びこれに対する同日から支払済みまで年３パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

⑵　請求原因に対する認否

ア　請求原因ア(ｱ)は認め、同(ｲ)は不知。

イ　請求原因イは否認する。

航空券代について、原告は、自己負担となる可能性がある旨の説明は受けていたが、支払いの合意をしたわけではない。また、それ以外の費用の負担に同意したことはない。原告の行為が詐欺と評価される余地はない。

ウ　請求原因ウは否認する。

本件航空券代金について、原告は、自己負担となる可能性がある旨の説明は受けていたが、支払いの合意をしたわけではない。また、被告のもとで数年間

働けば返さなくてよい旨の話が出たことはあったが、その条件の詳細や、条件不成就の場合の扱いについて合意に至っていない。

本件においては、被告も、本件労働契約の契約書に記載のある固定残業代を支払っていないという事情があり、結局、立替払いの点を含めて有効な意思の合致があったとはいえないというべきである。

第４　当裁判所の判断

１　本訴のうち、賃金請求について

⑴　令和７年１月分（２月度）から５月分（６月度）までの未払賃金等

証拠（甲１０、１４、１７、１９、乙１３）及び弁論の全趣旨によると、原告の令和７年１月分（２月度）から５月分（６月度）までの月ごとの賃金総支給額（①）、原告が本訴の請求から除外した法定控除費及び住居費（②）、①から②を控除した本来の支払額（③）、実際の支払額（④。一部弁済の抗弁が成立する額）、③と④の差額である本件賃金控除額（⑤）は、別表２記載のとおりであると認められる。

本件における未払賃金の額は、本件賃金控除額に等しいから、その元金合計額、各月の給与支払期日から原告が被告を退職した令和７年６月１５日までの日数、その日数に対する年３パーセントの割合による遅延利息、その元利合計額については、別表３記載のとおりとなる。

そして、被告は、本件労働契約が同日をもって終了したことは争わないとしつつ、退職の意思表示に関するやむを得ない事由については争っている。しかし、本件賃金控除が行われたことについては争いがなく、かつ、これは労働基準法に違反した行為であるから、そのような取扱いを受けた原告が退職の意思表示をすることについては、やむを得ない事由があったと評価することが相当である。そうすると、原告の退職の意思表示により、本件労働契約は令和７年６月１５日限りで終了したこととなるから、令和７年６月１６日以降、被告は、賃金の支払の確保等に関する法律６条所定の遅延損害金を支払うべき義務を負う。

以上によると、この点に関する原告の請求は、主文１項記載の限度で理由がある。

⑵　令和７年６月分（７月度）の固定残業手当及び固定深夜手当等

原告は、令和７年６月１５日をもって被告を退職するまでの間、被告に労務を提供した。本件労働契約には、月額４万４０００の円固定残業手当と、月額６０００円の固定深夜手当が含まれており、これらは、実際の時間外労働や深夜労働の存否を問わず支給される性質のものであって、１か月の期間を通じて被告に在籍することがその支給要件とされているものでもない。そうすると、令和７年６月分（７月度）の両手当については、これを被告に在籍した日数で日割により算出することが相当であるところ、原告は、令和７年６月１５日限りで被告を退職した。６月の在籍日数１５日に対応する両手当の日割額は２万５０００円となる。

上記退職が有効であり、それを前提とした遅延損害金を認容すべきことについては、上記⑴と同様である。

以上によると、この点に関する原告の請求には、主文２項記載のとおり、理由がある。

２　本訴のうち、慰謝料請求について

⑴　本件賃金控除等に関する検討

ア　本件賃金控除は、被告が原告に対し、本件航空券代金相当額等の支払いを求める債権を有しているとの被告の主張を前提に、被告が、原告の賃金からこれを控除して行われた。これが、労働基準法２４条１項に違反するものであることについては、争いがない。問題は、本件賃金控除が不法行為を構成するかどうかである。

そこで検討すると、労働基準法２４条１項は、労働者に賃金の全額を確実に受領させ、労働者の経済生活を脅かすことのないようにしてその保護を図ろうとするものであって、同法は、同条を含む諸規定を通じて、労働者に人格として価値ある生活を営む必要を充たすべき労働条件を保障しようとしたものと

解される（同法１条１項参照）。すなわち、労働基準法２４条１項は、労働者の経済的利益のみならず、その人格的利益をも保護する趣旨に出たものである。そうすると、同条に違反する行為は、少なくとも、その態様が作為的な法令違反行為であるなど違法性が顕著で、その程度が労働者において最低限度の生活を賄うことすら困難にさせる程度に達するなど、その態様及び程度がいずれも極端なものであって、かつ、労働者にそのような困難を生じさせることが使用者において予見可能である場合には、過失によって労働者の人格的利益を違法に侵害するものとして、単なる行政法規違反又は債務不履行の問題を生じるに留まらず、不法行為を構成するものと解するのが相当である。

イ　こうした観点から、まず、本件賃金控除の態様について検討する。

証拠（被告代表者１６頁）によると、本件賃金控除は、被告が、原告に対し、その存在を主張する債権、すなわち本件反訴の訴訟物を自働債権とし、本件労働契約に基づく賃金債権を受働債権として相殺の意思表示をし（以下「本件相殺」という。）、実際に同控除後の賃金を支払うことによって、本件相殺の効力の貫徹を図ったものと認められる。

ところが、下記３で検討するように、被告がその存在を主張する債権、すなわち本件反訴の訴訟物のうち、不法行為に基づく損害賠償請求権は、その発生原因事実が認められない。また、同じく下記３で検討するように、本件立替払契約に基づく立替金支払請求権のうち、本件航空券代金については立替払合意の成立が認められるものの、その余の部分については、その発生原因事実が認められない。

そうすると、本件相殺のうち、本件航空券代金の部分についてはそれを根拠づける自働債権が存在することとなるが、本件航空券代金に関する立替金は、原告が被告で労働することを条件とする前貸しの債権に他ならない。本件相殺のうち、本件航空券代金に関する部分は、労働基準法１７条に違反する前借金相殺であって、これが有効となる余地はない。

また、本件相殺のうち、その余の部分については、本件相殺に係る自働債権が存在しないため、前借金相殺の禁止を定めた労働基準法１７条は直接的には問題とならない。しかし、仮にこのような請求権を被告が現実に有していた場合に、これを本件相殺に供したとすれば、やはり労働することを条件とする前貸しの債権による相殺として、労働基準法１７条に違反する行為となり得る。すなわち、このような請求権が現実に存在した場合でさえ労働基準法１７条違反の評価を受け得るのであるから、本件相殺のうち、その自働債権が実在しなかった部分に関する違法性が、労働基準法１７条に違反した場合の違法性を上回ることはあっても、下回ることはない。

ウ　次に、本件賃金控除の程度について検討する。

本件賃金控除の状況は、既に検討したように別表２記載のとおりであって、令和７年１月分（２月度）及び２月分（３月度）については本来支払われるべき賃金の全額が控除されて給与が全く支払われず、３月分（４月度）は本来２１万円余りの給与が支払われるべきところ、その８割強が控除されて実際に支払われた金額は３万８６３９円であり、４月分（５月度）は本来１８万３０００円余りの給与が支払われるべきところ、その３割強が控除されて実際に支払われた金額は１２万４８１５円である。５月分（６月度）は本来１８万５０００円余りの給与が支払われるべきところ、その約６７パーセントが控除されて実際に支払われた金額は６万１４１０円である。

このように、原告が実際に支払いを受けた給与額は、月によって異なるものの、１０万円を上回ったことは１回しかなく、期間を通じての控除率は７割を超える。そして、とりわけ当初の３か月間について、原告が給与の支給として現実に支払いを受けた金銭は、４万円に満たない。

エ　以上によると、本件賃金控除は、単に労働基準法２４条１項に違反した債務不履行であるというだけでなく、同法１７条に違反する相殺及び実体のない債権による相殺名目の控除という被告の作為を含んでいるという意味で、その態

様の違法性は顕著である。そして、その現実の支払額からすれば、いかに原告が本件社宅に居住していて、家賃の支払いに窮することはなかったにしても、原告が、その生命を維持するための必要最低限の食事や公共料金の支払いにさえ事欠くような極限的な状況におかれたことは明らかといえる。このように、本件賃金控除は、その態様と程度の両面において、極端なものであると評価せざるを得ない。

そして、前記前提事実記載のとおり、原告は特定技能制度の下、被告での就労を目的に来日した外国人であるから、被告は、その就労に関して在留資格による制約があることを十分に理解していたといえる。原告が、日本国内において、被告以外で就労できる可能性に乏しく、また、活用可能な資産を有していなかったことは、原告が同制度を用いて日本に入国したという事実自体から、容易に推認可能であるから、本件賃金控除が、原告を上記状況に追いやる可能性があるものであったことについては、被告において予見可能であったと認めるのが相当である。

以上の事情の下においては、本件賃金控除は、原告の人格的利益を違法に侵害する行為であったとの評価を免れない。本件賃金控除は、単なる債務不履行とは異なり、労働者の人格的利益の侵害を内容とする不法行為を構成する。

⑵　被告の原告に対する言動に関する検討

ア　認定事実

掲記の証拠及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。

⑺　被告の従業員であるＢは、原告との間で、携帯電話のアプリケーションソフトであるＬＩＮＥを用いて、別紙２記載のメッセージを送受信した（甲２２。改行については、当裁判所において適宜整理し、各メッセージ末尾に送信日時を付記した。また、二重山括弧内の記載は、部分的な省略などを当裁判所において注記したものである。）。

⑴　被告は、原告代理人を通じて、原告に対し、令和７年３月２８日、２週間

後に原告を解雇する旨を通知した。（甲６）

(ｳ) 本件社宅の使用関係について、原告と被告との間で、契約書は作成されていないが、その使用料は月額３万円であった（乙１５、原告本人３０頁、被告代表者２９頁）。

イ 検討

(ｱ) 本件社宅の退去に関する言動

被告の従業員であるＢ（以下「Ｂ」という。）は、原告に対し、令和７年３月４日、アパートの契約費用、家電（電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器・洗濯機）及び布団の購入費用を支払うことに合意しない場合は、即日本件社宅を退去するよう求める内容のメッセージをＬＩＮＥで送信している。

これらの費用について、本件立替払契約が成立していないことは、下記３で検討するとおりであるから、Ｂの上記メッセージは、存在する債務の履行を求める催告ではなく、原告による債務負担行為を求めるものである。そして、そのような債務負担行為を求めるに当たり、これに合意しない場合には本件社宅からの即日退去という、現実的にほとんど受入れ不可能と考えられる強度の不利益を受け入れるよう求めている。

ここで、被告と原告との間の本件社宅に関する使用関係（以下「本件社宅契約」という。）については契約書が存在せず、これが賃貸借契約によるものであるのか、低廉な使用料の支払いを条件とした使用貸借契約によるものであるのかを含め、必ずしも明らかでない。しかし、これをいずれの契約形態と理解するにしても、本件社宅契約に直接付随する使用料の支払い以外の債務負担行為に応じないことが、本件社宅契約の不履行を構成するとは考え難い。また、仮に本件社宅契約を被告に有利に使用貸借契約として理解してみても、一切の猶予期間なく即日の退去を求めることは、住宅の生活基盤としての重要性という観点から肯定し難い。このいずれの観点からも、Ｂが原告に受け入れを求めた即日退去は、そもそも被告にそのようなことを求める

権原又は権利を見出し難いものである。

他方で、原告は、この時点で来日からわずか１か月余りしか経過しておらず、被告が原告に対して本件社宅からの即日退去を求める権原又は権利があるのかどうかを判断する十分な能力があったとは考え難い。そうすると、原告は、被告による債務負担行為の求めに応じるか否かを意思決定するに当たり、これに応じなければ住居を失うことになるのではないかという、相当の心理的負荷がかかる状況におかれたものといわざるを得ない。

これらによると、Ｂによる上記メッセージは、原告に応じる義務がない債務負担行為を受け入れさせる目的で、その優越的な地位を利用して、社会的に相当な範囲を超える不利益を告知したもので、通常の取引関係において許容される交渉の範囲を大きく逸脱するものといわざるを得ない。このような行為は、原告に上記のような心理的負荷をかけることを通じて、原告の意思決定を歪め、不本意な意思表示を誘発しかねず、原告の自由な意思決定という人格的利益を侵害するものであるから、不法行為を構成する。

⑷　解雇に関する言動

被告は、原告代理人を通じて、原告に対し、令和７年３月２８日、２週間後に原告を解雇する旨を通知した。

本件労働契約は期間の定めがあるので、被告は、やむを得ない事由がない限り、原告を解雇することができない立場にあった（労働契約法１７条１項参照）。証拠（甲６）によると、被告の認識としては、原告の能力に不足があったとの認識であったことがうかがわれるものの、就労開始から２か月程度の時点において、原告を解雇せざるを得ないようなやむを得ない事由があった旨を認めるに足りる証拠はない。現に原告は令和７年６月１５日まで被告での就労を継続しており、被告自身、この解雇の通知による雇用契約関係の終了を貫徹しておらず、原告を有効に解雇し得ない状況にあったこと自体は認識していたといえる。

しかし、そうであるのに、２週間後に原告を解雇する旨の通知をすることは、法律上の権利がないのに原告に事実上の圧力をかける趣旨であったと評価せざるを得ない。他方で、原告は、この時点で来日からわずか２か月程度しか経過しておらず、いかに弁護士である代理人の助言を受けられる状態にあたったとはいえ、相当の心理的負荷がかかる状況におかれたものといわざるを得ない。

これらによると、被告による解雇の通知は、そのような法律上の権利がないのに濫用的に行われたものというべきである。このような行為は、原告に上記のような心理的負荷をかけることを通じて、原告の意思決定を歪め、不本意な意思表示を誘発しかねず、原告の自由な意思決定という人格的利益を侵害するものであるから、不法行為を構成する。

⑶　損害額に関する検討

上記で検討した被告の不法行為は、時期を同じくした一連のものとして評価することが相当である。そして、一方では、本件賃金控除等の態様及び程度、本件社宅の退去や解雇に関する被告の言動が原告に与える心理的負荷の度合いが高いものであったというべきであることなどを、他方では、これらによる疾病の発症といった外部に現れる追加的な結果が生じるには至っていないことなどを考慮すると、原告が被った精神的苦痛を慰謝するに足りる額としては、４０万円が相当というべきである。また、これに対応する弁護士費用相当損害金として、４万円が相当であると認める。

⑷　まとめ

以上によると、この点に関する原告の請求は、主文３項記載の限度で理由がある。

３　反訴について

⑴　認定事実

前提事実、証拠（後記括弧内に掲記のもの）及び弁論の全趣旨によれば、以下

の事実が認められる。

ア　求人票の記載（乙１５、被告代表者３頁から５頁まで）

本件求人票には、「寮／社宅」欄に「有り、寮費（３０，０００円／月）、水道高熱費／個人、家具家電／個人」との記載が、「補足」欄に「航空券代の雇用主負担　※無し」との記載がある。

イ　被告が支払った実費

原告の退職までに、被告は、原告の来日及び本件社宅に関連する費用として、次のものを支払った（乙６から１２まで、被告代表者１３頁から１５頁まで）。

㈠　航空券代金　　６万７６７０円（乙６）

㈡　本件社宅の初期費用　　２１万９８４４円（乙７）

令和７年１月分及び２月分の前家賃を含む。

㈢　家電・布団の代金　　７万９６３５円（乙８）

㈣　靴　　２２１０円（乙９）

㈤　ズボン　　２８８０円（乙１０）

㈥　本件社宅の賃料等　　月額６万５１００円（乙１１）

令和７年３月から６月まで分（６月分は日割）

㈦　布団処理費用　　４００円（乙１２）

ウ　本件航空券代金に関する説明（原告本人２頁、１８頁）

原告は、被告から、日本への渡航に先立ち、本航空券代金について、自費、すなわち原告が負担すべき費用となるが、もし長期で働くなら、本件航空券代金を被告が負担する趣旨の説明を受けた。他方で、本件航空券代の具体的な支払時期や、本件航空券代を被告が負担する条件としての「長期」がどの程度の期間であるのかについては、特に説明はなかった。

エ　本件社宅に設置された家電等の購入経緯（原告本人３０、３１頁、被告代表者５頁）

本件社宅に設置された家電や布団は、被告が購入したものである。これらの

購入に際して、被告は、原告から、購入すべき商品の希望や指定は受けていない。

⑵　検討

ア　主位的訴訟物（不法行為に基づく損害賠償請求権）について

被告は、原告が、渡航や日本国内での住居の初期費用や家賃、家具家電等に必要となる本件立替金等を負担する意思がないのに、これがあるように装ったとして、詐欺を理由とする不法行為の主張をする。

被告が主張する費用のうち、本件航空券代金については、被告が原告に対してこれを説明しており、原告はこれを理解した上で、被告の手配した飛行機に搭乗し、来日している。これに対して原告は、本人尋問において、本件航空券代金について、「払うお金はありません。もともとお金も給料ももらってないので、それは不公平だと思っております」「義務はありません」などと述べ（原告本人１９頁）、本件航空券代金に関する金銭を被告に対して支払う意思がない旨を明らかにしている。しかし、これは、本件賃金控除等を経ての現在の心情を述べているものに過ぎないから、来日当初から、負担するつもりのない費用を負担する旨を装ったということにはならない。本件航空券代金に関して、被告の主張する不法行為は成立しない。

本件航空券代金以外の費用に関しては、そもそも、原告がこれを負担する意思があるかのように装った事実を見出し難い。この点について被告は、本件求人票の記載を援用し、その条件に沿って本件労働契約を締結して来日する以上はその負担を承諾する趣旨であった旨を主張するが、この点に関する契約書や念書といった原告の当時の意思を明らかにする書証はなく、被告の主張するような条件の説明を原告がどこまで受けていたのかは、本件の全証拠をもってもなお不明瞭である。そのため、原告がそのように装った事実を認定することができない。

以上によると、反訴のうち、不法行為を理由とした被告の請求には、理由が

ない。

イ　予備的訴訟物（本件立替払契約に基づく立替金支払請求権）について

⑺　本件航空券代金の検討

証拠（原告本人２頁）によると、原告は、被告から、来日前に、本件航空券代金について、自費である旨の説明を受けたことが認められる。そのような説明を受け、その内容を理解した状態で、原告は、被告が手配し購入した航空券を用いて来日している。そうすると、遅くとも原告が航空機に搭乗して来日した時点で、本件航空券代金に関する部分については、本件立替払契約が成立したというべきである。

この点について、原告は、本件航空券代金について、被告のもとで数年間働けば返さなくてよい旨の話が出たことはあったが、その条件の詳細や、条件不成就の場合の扱いを含め、合意が成立しなかったことを理由に、本件航空券代金の立替払いに関する合意が全体として成立していない旨を主張する。しかし、原告が数年間働いた場合の返済免除は、本件航空券代金の立替払合意に一定の条件を付す付款又は独立した条件付き債務免除の意思表示であり、その部分について合意が成立しなかったからといって、本件立替払契約そのものの成立が妨げられることはない。

また、原告は、被告が本件求人票記載の手当等の支払いを結果的に行わなかったことをもって、本件求人票記載のとおりの費用負担に関する合意が成立したとはいえない旨も主張する。しかし、本件立替払契約のうち、本件航空券代金に関する部分は、本件求人票の記載のみを基礎とするものではなく、原告が来日するまでの間に現実に受けた説明の内容を基礎とするものであるから、この点に関する原告の主張は、採用できない。

以上によると、被告は、原告に対し、本件立替払契約に基づき、本件航空券代金相当額６万７６７０円の支払いを求めることができる。

⑴　家電に関する検討

本件求人票においては、家電について雇用主の負担は「なし」とされており、本件労働契約の内容として、家電の購入費用を被告が負担すべき理由は見出せない。他方で、通常の読み方で本件求人票を読む限り、被告が家電について立替払いをして購入することまでの含意は、読み取れない。

本件社宅には、現実には被告が購入した家電が設置されていた。しかし、これらの家電は原告の依頼によって購入されたものではないため、これらが購入された時点において、原告と被告との間で、その費用を立て替える旨の意思の合致があったとはいえない。また、実際に原告が本件社宅に入居し、家電の使用を開始した時点に着目してみても、賃貸物件の中には一定の家具や家電が予め設置されているものも存在する上、家電の所有権等について何らかの取決めをする趣旨の書面も取り交わされていないことからすると、この時点をもって意思実現により立替払いの合意が成立したともいえない。

以上によると、家電購入費用に関しては、本件立替払契約が成立したとはいえない。

ウ　まとめ

以上によると、この点に関する被告の請求は、主文４項記載の限度で理由がある。

第５　結論

以上によれば、原告の本訴請求及び被告の反訴請求は、それぞれ主文の限度で理由があるから、その限度で各請求をいずれも認容し、その余の請求はいずれも理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第１９部

裁判官　　細　　川　　英　　仁

別紙１

各月の賃金請求額の計算結果

※着色部分は、給与明細から転記した。

令和7年1月分の賃金（2月15日払い）

未払額＝ **4,963 円** （※2月分の給与明細から転記）

令和7年2月分の賃金（3月15日払い）

支給			①支給額合計
基本賃金	固定残業手当	固定深夜手当	
202,000	44,000	6,000	252,000

控除					②控除合計
所得税	健康保険料	厚生年金保険	雇用保険料	居住費	
3,090	12,974	23,790	1,146	30,000	71,000

未払額（①-②）＝ **181,000 円**

備考：3月分明細に18,682円の記載があるが、これは、2月分で誤って控除された「欠勤控除」の返金と思われるため、請求上は考慮しなかった。

令和7年3月分の賃金（4月15日払い）

支給					①支給額合計
基本賃金	固定残業手当	固定深夜手当	調整手当	交通費	
202,000	44,000	6,000	18,682	11,872	282,554

控除					②控除合計
所得税	健康保険料	厚生年金保険	雇用保険料	居住費	
4,240	12,883	23,790	1,340	30,000	72,253

③既払い額 38,639 円

未払額（①-②-③）＝ **171,662 円**

令和7年4月分の賃金（5月15日払い）

支給				①支給額合計
基本賃金	固定残業手当	固定深夜手当	交通費	
202,000	44,000	6,000	2,560	254,560

控除					②控除合計
所得税	健康保険料	厚生年金保険	雇用保険料	居住費	
3,640	12,883	23,790	1,238	30,000	71,551

③既払い額 124,815 円

未払額（①-②-③）＝ **58,194 円**

令和7年5月分の賃金(6月15日払い)

支給			①支給額合計
基本賃金	固定残業手当	固定深夜手当	
202,000	44,000	6,000	252,000

控除					②控除合計
所得税	健康保険料	厚生年金保険	雇用保険料	居住費	
不明	12,883	23,790	不明	30,000	66,673

③既払い額 0 円

請求額（①-②-③）＝ **185,327 円**

備考：控除額は、定額の健康保険・年金、居住費のみ計上した

以上

別紙２

原告：Ｂさんおはようございます．昨日のＺｏｏｍで、なぜ私がこの会社に適していないのか教えてもらえますか？

（２月２８日午前8時２１分）

Ｂ：Ａさん　おつかれさまです。なぜＡさんが会社に適していないのかは、昨日ＺＯＯＭでご説明したとおりです。

（２月２８日午後３時４２分）

Ｂ：おつかれさまです。お支払いいただく費用についてお答えいたします。

※２０２５年３月末にアパートを出る場合の費用です。

■布団・家電の費用　７９，６３５円

■アパート契約費用　２５，０００円

■アパート代　　６７，２９４円

■チケット代　　６７，６７０円

この他、給与から税金、保険料が引かれます。

≪本メッセージの以下の部分は省略≫

（２月２８日午後５時２９分）

Ｂ：Ａさん　おはようございます。本日が①じこつごうたいしょく　または　②かいしゃつごうたいしょくにするか　ご連絡をいただく日です。

現時点で、決まっていますか？　１２時頃までにＡさんの考えていることを、ご連絡いただくことはできますか？

わからないこと　ありますか？

（３月３日午前１０時５３分）

Ｂ：Ａさん　おつかれさまです。　今の時点で、①か②で答えがだせないでいる理由があればききます。ご連絡ください。

（３月３日午後１時２０分）

原告：（画像を送信）

（３月３日午後１時３５分）

Ｂ：Ａさん　おつかれさまです。昨日の話の件でご連絡です。

①アパートの契約費用、家電（電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器・洗濯機)、布団の支払いについて

会社は、外国籍のみなさんが入国してからお部屋の契約、家電などの準備をするのはとても大変だと思い、事前にアパート契約や家電などの準備をいたしました。

これらにかかった費用について「支払をしない」という答えの場合は、本日中にアパートを出てください。ただし、「支払います」という場合は、アパートは使っていただいて問題ございません。

支払いについての返事は本日３月４日（火）午後２時までにください。

②お仕事（≪省略≫）を継続するかどうか

こちらについては１週間　返事を待ちます。３月１０日（月）午前１０時までにご連絡ください。

ご質問があれば、Ｂまでご連絡ください。

（３月４日午前１１時２１分）

Ｂ：Ａさん

①アパートの契約費用、家電（電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器・洗濯機)、布団の支払いについて

ご質問があれば、Ｂまでご連絡ください

（３月４日午前１１時２１分）

Ｂ：Ａさん

①アパートの契約費用、家電（電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器・洗濯機)、布団の支払いについて

答えを教えてください。

（３月４日午後３時１１分）

原告：支払いに関しては家賃は払います。

（３月４日午後３時２７分）

Ｂ：それでは

①アパートの契約費用、家電（電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器・洗濯機)、布団の支払いについては「払わない」ということで、Ａさんの意思を確認いたしました。

昨日の話しあいと、本日１１：２１に送信いたしましたＬＩＮＥに書いたように①アパートの契約費用、家電（電子レンジ・冷蔵庫・炊飯器・洗濯機)、布団の支払いについてお支払いいただけない場合はアパートを出ていただきます。

本日中にアパートを出てください。鍵はドアのポストに入れてください。

従業員のアパートにはけっして住まないでください。

理由：アパート契約時に「住むのは１人です」として契約しています。違反したらそのアパートにいる方も出ていただくことになります

（３月４日午後５時０１分）

原告：①アパートの家賃は支払います。それ以外の費用は、送出し機関の人と相談して回答します。

（３月４日午後５時２６分）

Ｂ：Ａさん

アパートの契約は会社がおこなっており送り出し機関は関係ありません。

①の費用について支払う意思があるのであれば書面（費用を１２か月で分割して支払うことと、退職する時には残額を支払うことが記載されています）にサインをいただければ、アパートにいていただいて問題ありません。

ただし書面にサインをしない、費用の支払をしない　ということであれば、本日アパートを出てください。

（３月４日午後６時４１分）

原告：①アパートの家賃は支払います。それ以外の費用は、送出し機関の人と相談して回答します。

②仕事は続けます。辞める意思はありません。

③アパートからも出ることは出来ません。

私も弁護士先生に依頼して対応します。

これは私の決議です。

（３月４日午後６時５３分）

以上

別表１

	未払金額	支払期日（令和7年）	6月15日までの日数（日）	令和7年6月15日まで年3%の利息	元利合計
1月分賃金（２月度）	4,963 円	2月15日	120	49 円	5,012 円
2月分賃金（３月度）	181,000 円	3月15日	92	1,369 円	182,369 円
3月分賃金（４月度）	171,662 円	4月15日	61	861 円	172,523 円
4月分賃金（５月度）	58,194 円	5月15日	31	148 円	58,342 円
5月分賃金（６月度）	185,327 円	6月15日			185,327 円
元金合計	**601,146 円**			**元利総額**	**603,573 円**

別表２

	①	②	③	④	⑤	⑥
	支給総額	法定控除及び住居費	本来の支払額（①－②）	実際の支払額	本件賃金控除額（③－④）	本来の支払額からの控除率（⑤÷③）
１月分賃金（２月度）	4,963 円	0 円	4,963 円	0 円	4,963 円	100.0 %
２月分賃金（３月度）	252,000 円	71,000 円	181,000 円	0 円	181,000 円	100.0 %
３月分賃金（４月度）	282,554 円	72,253 円	210,301 円	38,639 円	171,662 円	81.6 %
４月分賃金（５月度）	254,560 円	71,551 円	183,009 円	124,815 円	58,194 円	31.7 %
５月分賃金（6月度）	252,000 円	66,673 円	185,327 円	61,410 円	123,917 円	66.8 %
合計	1,046,077 円	281,477 円	764,600 円	224,864 円	539,736 円	70.5 %

別表３

	未払金額	支払期日（令和7年）	6月15日までの日数（日）	令和7年6月15日まで年3%の利息	元利合計
1月分賃金（２月度）	4,963 円	2月15日	120	49 円	5,012 円
2月分賃金（３月度）	181,000 円	3月15日	92	1,369 円	182,369 円
3月分賃金（４月度）	171,662 円	4月15日	61	861 円	172,523 円
4月分賃金（５月度）	58,194 円	5月15日	31	148 円	58,342 円
5月分賃金（６月度）	123,917 円	6月15日			123,917 円
元金合計	**539,736 円**			**元利総額**	**542,163 円**